

平成 30 年度 第 1 回鶴岡市介護保険運営協議会並びに
第 1 回鶴岡市地域包括支援センター運営協議会議事録（概要）

○日 時 平成 30 年 5 月 30 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

○会 場 鶴岡市役所大会議室東

○出席委員 土田兼史（会長）、渋谷広之、清野肇、遠藤豊喜、鎌田剛、鈴木史子、佐藤八重、
佐藤律子（地域包括支援センター運営協議会のみ）

○欠席委員 小林達夫（副会長）、日向常浩、佐藤豊継、菅原繁

○市側出席委員 健康福祉部長齋藤功、長寿介護課長佐藤正直、長寿介護課長補佐高橋厚子、
同課主査五十嵐美恵子、長谷川洋子、加藤早苗、同課高齢者支援専門員上林一志、
佐藤正、藤島庁舎市民福祉課主査小林学、羽黒庁舎市民福祉課主査早坂克之、
櫛引庁舎市民福祉課課長補佐松田重和、朝日庁舎市民福祉課主査小野寺保則、
温海庁舎市民福祉課主査檜山厚史

○公開・非公開の別 公開

○傍聴者の人数 2 人

- 次 第
1. 開 会
 2. 健康福祉部長挨拶
 3. 委員自己紹介
 4. 会長、副会長の選出
 5. 鶴岡市介護保険運営協議会
【報告】(1) について
鶴岡市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画について
 6. 鶴岡市地域包括支援センター運営協議会
【議事】 (1) 地域包括支援センターの担当区域の変更について
【報告】 (1) 生活支援コーディネーターの配置について
 8. その他
 9. 閉 会

○協議内容

1. 開 会
2. 健康福祉部長挨拶
3. 委員自己紹介
4. 会長、副会長の選出
5. 鶴岡市介護保険運営協議会（議長：土田兼史会長）

【報告】

(1) 鶴岡市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画について

冊子『鶴岡市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画』を基に説明。なお、現在地域支援事業の中で事業展開している「紙おむつ等の購入費助成事業」について、今後国がその交付金対象から外す意向である。第8期計画に向けて、その対応を検討していく必要がある旨も説明。
(説明：高橋課長補佐、五十嵐主査、加藤主査)

◆質問等

[委員] 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29年4月に始まって1年となるがその状況はどうか。

[事務局] 認定更新の際に要支援から事業対象者になった方、新たにサービスを受けるにあたって事業対象者となった方、どちらも順調に移行しているものと考えている。その結果、介護認定率が平成29年4月で20.39%だったものが平成30年4月は19.47%と下がった。

6. 鶴岡市地域包括支援センター運営協議会（議長：土田兼史会長）

【議事・報告】

(1) 地域包括支援センターの担当区域の変更について 【資料1】

地域包括支援センターの相談件数は年々増加しており、内容も複雑多様化している。8050問題など世帯丸ごとの相談支援体制の構築が必要であり、併せて地域共生社会の実現に向けて推進しなければならない。地域包括支援センターの職員配置は、国の基準で高齢者人口3,000人～6,000人までが保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成されるため、3,000人をベースに、また中学校区を基本として再編（案）を作成した。京田は栄と小学校が統合したため、永寿荘エリアに編入し、3,000人へ。上郷は1中学区の本センターへ。大山は5中学区のしおん荘へ。豊浦は1中学区へ。地域庁舎エリアは地域性を考慮し、再編の対象とはしない。
(説明：五十嵐主査)

◆質問等

[委員] 人員体制以外に相互の連携等は考えていないのか。

[事務局] このあとに説明する予定であるが、生活支援コーディネーターとの連携が重要となってくる。

◆承認事項 地域包括支援センターの担当区域の変更（案）について
→ 委員全員の挙手により承認

(2) 生活支援コーディネーターの配置について 【資料2】

平成30年度中に配置することとなり、公的なサービスだけではなく、地域の支え合いが重要となっている。地域における生活支援体制の整備、地域包括ケア体制の強化、「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現へのアプローチを目的にしている。業務内容は関係機関と連携し、高齢者を中心とした生活課題の解決に向けた各種支援を行う。資格等は特になし。平成30年10月1日より地域包括支援センター毎に1名を配置予定。
(説明：加藤主査)

◆質問等

[委員] 業務内容の概略はわかったが、市としてお願いする具体的な業務はあるのか。

[事務局] 地域に入り込む業務となるが、当面は研修を積む期間としたい。

[委員] 人材難では。

[事務局] なり手がいない状況ではあるが、なんとか11名揃えたい。

[委員] 年齢要件は。

[事務局] イメージは委託料からも正職員ではなく、退職者等を想定。また若くても可能な場合もある。他市を参考にして進めたい。

- [委員] サロン活動する方との協働の活動は可能か。
[事務局] サロンは地域情報が集まる場所なので、一緒の活動は可能。
[委員] 1層と2層の違いは。
[事務局] 1層は市町村区域エリア、2層は日常生活圏域を担当。2層で解決できない地域課題は1層へ上がってくる。
[委員] 1層と2層は上下関係か。
[事務局] 連携関係である。
[委員] 生活支援コーディネーターと地域ささえあい推進員と2つの名前があるのはなぜか。
[事務局] わかりやすい表記で、国で示しているものである。
[委員] 生活支援コーディネーターの委託料が低額と聞いているがどの位か。
[事務局] 市の臨時職員賃金を上回るものにはなっている。

7. その他

◆質問意見等

- [委員] 認知症と思われる方がいるが、医師の受診を拒み家族が困っている。往診して薬を出してくれる医師はいないか？
[事務局] 認知症と診断するためにはMRIによる画像判断が必要となる場合もあり、往診のみで判断することは難しいと思われる。ただ、市では「認知症初期集中支援チーム」による訪問や相談支援で、医療や介護につなぐ取り組みを行っているのでそれを活用してはどうか。

8. 閉会